

入間市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

令和8年 月

入 間 市

目 次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	1
第1章 背景	1
第2章 行動計画の作成	2
【1】新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2
【2】特措法が対象とする感染症	2
【3】市行動計画の作成	2
【4】市行動計画の抜本的な改定	3
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	4
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
第3節 市行動計画の改定概要	7
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	7
第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	10
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目及び横断的視点	12
第1節 市行動計画における対策項目	12
第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点	13
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組	14
第1節 市行動計画等の実効性確保	14
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	16
第1章 実施体制	16
第1節 準備期	16
第2節 初動期	18

第3節 対応期	19
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	21
第1節 準備期	21
第2節 初動期	23
第3節 対応期	25
第3章 まん延防止	27
第1節 準備期	27
第2節 初動期	28
第3節 対応期	29
第4章 ワクチン	32
第1節 準備期	32
第2節 初動期	33
第3節 対応期	34
第5章 保健	36
第1節 準備期	36
第2節 初動期	37
第3節 対応期	37
第6章 物資	39
第1節 準備期	39
第2節 初動期	40
第3節 対応期	40
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	41
第1節 準備期	41
第2節 初動期	42
第3節 対応期	43
用語集（五十音順）	46～

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 背景

2019年（令和元年）12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月には我が国でも新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認された。その後、同年2月には埼玉県（以下「県」という。）内でも最初の感染者が確認され、入間市（以下「市」という。）においても感染症危機への対応が求められる状況となった。

同年3月には新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が改正され、新型コロナを同法の適用対象とし、同法に基づく新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）の設置、基本的対処方針の策定が行われるなど、国を挙げた取組体制が整えられた。

一方、発生当初は、この未知のウイルスに対し、治療薬やワクチンの見通しが立たない中、対症療法として対策を行わざるを得ない時期であった。市においても、県の助言を踏まえつつ、地域の医療体制を確保するため、市民への外出自粛や学校教育活動の制限等の要請に協力し、社会・経済活動の多くが制約される中で対応を進めた。

また、その間の経験と反省を基に、以降は感染拡大防止と社会・経済活動との両立を目指すとともに、令和2年11月以降は、ワクチン接種の開始を見据え、重症者及び死亡者の抑制を戦略目標とし、重症化リスクの高い高齢者等への対策に注力する取組が進められた。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、新型コロナは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、「感染症法」という。）上の5類感染症に位置付けられ、市も平時の体制に移行した。3年を超える新型コロナ対応を通じて、市は、感染症危機が、市民の生命及び健康への脅威であるだけでなく、地域経済や社会生活の安定にも大きな脅威となることを改めて認識した。また、感染症危機は新型コロナ対応のみで終わるものではなく、次なる感染症危機が、将来必ず発生することを改めて認識した。

これらを今後想定される感染症危機対応に生かすとともに、コロナを克服した先の将来を見据えて、その礎を築いていく必要がある。特に、パンデミックを含む「激甚化・頻発化する災害への危機対応」については、歴史的課題として位置付け、常に危機感を持って臨んでいるところである。

新型コロナ対応においては、市内外の関係機関が一丸となって、この未知のウイルスに対峙した。関係機関とのネットワークを平時から構築するとともに、これまで培った知見を風化させることなく次代に紡いでいくことの重要性を痛感した。

第2章 行動計画の作成

【1】新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染力の程度によっては社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、県、市、指定地方公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

【2】特措法が対象とする感染症

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、以下のとおりである。

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、市民生活及び地域経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを対象としている。

ア 新型インフルエンザ等感染症

イ 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

ウ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

【3】市行動計画の作成

平成25年6月7日、国は、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

県は、それに合わせ、特措法第7条第1項の規定により、政府行動計画に基づき、平成26年1月「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を作成した。

市は、国や県の対応等を踏まえ、特措法第8条の規定に基づき、平成26年11月「入間市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成した。

市行動計画は、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を示すものである。特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況において対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえ、政府行動計画及び県行動計画の改定に基づき、必要に応じて市行動計画の改定を行うものとする。

【4】市行動計画の抜本的な改定

国では、新型コロナ対応を踏まえ、令和6年7月2日に、政府行動計画を抜本的に改定した。県においても、政府行動計画の改定を踏まえ、県行動計画を改定した。

市は、特措法第8条の規程に基づき、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、市行動計画を改定した。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び

実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や本市への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、市民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 市行動計画では対策の時期区分を準備期、初動期及び対応期の大きく3つとしており、このうち対応期の初期段階では、未知のウイルスに対応するため、社会活動制限による対応と市民の行動抑制を通じて、感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせるとともに、医療提供体制の整備のための時間を確保する。

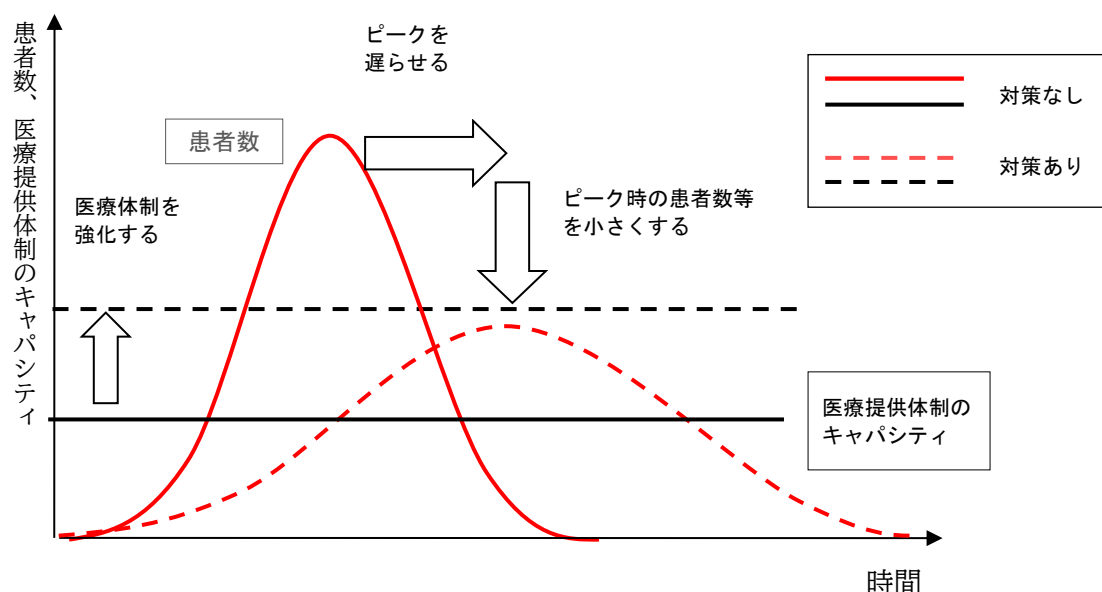
また、県が実施する、検査体制の充実と疫学調査等を通じたクラスター対策に協力し、感染拡大のペースを抑制し、医療体制の充実と、社会・経済活動の両立を目指す。

イ その間、宿泊療養施設や自宅療養体制の確保を通じて、流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を支援することで、医療提供体制のキャパシティを確保する。それにより、真に治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

ウ ワクチン接種開始の見通しがつき、ウイルスに関する知見の蓄積が進む段階においては、重症者・死亡者の極小化を目標とし、適切な医療提供体制を維持しつつ、例えば高齢者福祉施設等、特にクラスターや重症化のリスクが極めて高い対象への対策を重点的に行うこととする。

また、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済への影響を軽減する。

<対策の効果（概念図）>



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、政府行動計画及び県行動計画に基づき、次の点を柱として対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- (1) 発生前の段階（準備期）では、県と連携して、地域における医療提供体制の整備やワクチンや治療薬等の供給体制の整備、市民に対する啓発やDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- (2) 国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内及び県内への侵入を完全に防ぐことは困難である

ということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性を活かし、国による検疫措置の強化等により、病原体の国内及び県内への侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。

また、新型コロナの初期には、県と連携して、県内及び市内への侵入対策等に取り組むことも重要である。

- (3) 政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定されて以降の対応期のうち、国内の発生当初の時期（以下、「発生の初期段階」という。）（対応期1）では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を国及び県の要請に準じて講ずる。

なお、国内外の発生当初等の病原性や感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染力等が高い場合のリスクを想定し、強度の高いまん延防止対策を実施する。このとき、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

- (4) 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期2）では、国、県、市、事業者等は、相互に連携し、医療提供体制の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

一方、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じることが想定される。

このため、不測の事態にも対応できるよう、社会の状況を把握し、臨機応変に対処していくことが求められる。

また、市は、地域の実情等に応じて、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）と調整の上、柔軟に対策を講ずることができるようにする。県は、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。

- (5) その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期3）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

- (6) 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（対応期4）を迎える。

第3節 市行動計画の改定概要

市行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ感染症有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。感染症有事に際しては、国の基本的対処方針や、県行動計画や市行動計画等の様々な対策の選択肢を参考に、対応を行っていくこととなる。

従前の市行動計画は、平成26年11月に策定されたものであるが、今般、政府行動計画及び県行動計画の抜本改定に合わせ、市行動計画も初めて改定した。主な改定内容は以下のとおりである。

(1) 想定される感染症

新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症等をも念頭に置く。

(2) 時期区分の変更

記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実する。

(3) 対策項目の充実

これまでの6項目から、政府行動計画及び県行動計画の内容のうち市の役割に関する事項を抽出し、7項目に整理することで、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチン及び治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。

(4) 実効性の確保

実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、国、県及び市を始めとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、県と連携して平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、DXの推進等を行う。

(2) 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たり、市民及び市内事業者（以下、「市民等」という。）の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあ

り得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部及び県対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、緊急事態措置に関する総合調整をするよう要請する。県は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設、障害者施設、児童養護施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、国及び県と連携して平時から検討し、感染症有事に備える。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、県と連携し、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を推進し、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整える。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 感染症拡大時のデジタル技術の活用(診療・相談・陽性者の登録・薬の処方等)

感染症危機対応には、DXの推進や技術革新による対応能力の強化が重要となる。特に、感染症拡大時において、人との直接的な接触を伴うことなく医療をはじめとした社会経済活動をデジタル技術を通じて維持することが期待できる。

感染拡大時における診療・相談・陽性者の登録・薬の処方等情報収集・共有・分析基盤の整備、保健所や医療機関等の事務負担軽減による対応能力の強化等、あらゆるケースにおいてデジタル技術を積極的に活用する。

(9) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市及び指定地方公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。（特措法第3条第1項）また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下、「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下、「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。（特措法第3条第4項）

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療

提供体制を整備することや、民間検査機関や宿泊施設等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築すること等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備する。

また、措置協定の内容とともに、県行動計画で定める各対策の実効性を確保するため、埼玉版 FEMA の訓練を毎年度実施し、関係機関との連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認するとともに、関係機関同士の顔の見える関係を平時から構築することにより、感染症有事の際の迅速な体制移行及び感染症対策の実行につなげることとする。

さらに、感染症有事の情報収集体制を整備するとともに、関係機関と連携のもと、諸外国の先行事例や論文等の分析を含めた調査研究を行う。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市、感染症指定医療機関等で構成される埼玉県感染症対策連携協議会（以下、「連携協議会」という。）等を通じ、埼玉県地域保健医療計画（以下、「医療計画」という。）等について協議を行うことが重要である。また、感染症法における予防計画（以下、「予防計画」という。）に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

【市】

市は、住民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣市と緊密な連携を図る。

（３）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（４）指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（５）登録事業者
特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。 新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。
（６）一般の事業者
事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。
（７）市民
新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第２章 新型インフルエンザ等対策の対策項目及び横断的視点

第１節 市行動計画における対策項目

県行動計画に基づき、市が取り組むべきものとして、新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について定めるものである。

県行動計画に基づき、市が取り組むべきものとして、それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取組やすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ① 実施体制 | ⑤ 保健 |
| ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | ⑥ 物資 |
| ③ まん延防止 | ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保 |
| ④ ワクチン | |

第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の（１）から（３）までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。国及び県や関係機関との連携を通じて、一丸となって推進していくことが重要である。

それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

（１）人材育成

市は、県が実施する中長期的な視野による感染症専門人材の育成について、専門性の高い人材の育成、感染症専門人材の裾野を広げる取組として、より幅広い対象（危機管理部門や広報部門等）に対する訓練や研修、地域の対策のリーダーシップの担い手や感染症対策の中核となる保健所職員といった地域での人材の確保・育成の取組に協力する。

（２）国と地方公共団体との連携

感染症危機対応では、国が基本的な方針を策定し、県及び市は関係法令に基づく実務を担うといった適切な役割分担が重要である。このため、市は、平時から国及び県との連携体制を構築し、感染症に関するデータや情報の円滑な収集や共有等を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生時は、県境を越えた医療人材等の派遣や患者移送等に関し、都道府県間の連携、県と市との連携、保健所間の連携も重要である。このため、市は、県や関係機関と連携し、地方公共団体間の広域的な連携についても平時から意見交換や訓練を実施し、連携体制を強化する。

一方、感染症有事においては、近隣都県のいずれにおいても医療ひっ迫の顕在が想定されるところである。都道府県境を越える連携については、全国的な実情をもとに広域的な情報提供や調整及びそれを踏まえた方針の決定等、国が必要な役割を果たすべきであり、市は、必要に応じて国及び県に対して必要な働き掛けを行う。

（３）DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

感染症危機対応には、DX の推進や技術革新による対応能力の強化が重要となる。このため、国は、国と地方公共団体、行政機関と医療機関等の情報収集・共有・分析基盤の整備、保健所や医療機関等の事務負担軽減による対応能力の強化、予防接種事務のデジタル化や標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテの標準化等の医療 DX 推進の取組を行う。市としても、国及び県の取組に協力し、行政機関と医療機関との間の情報収集・共有に努めることが重要である。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組

第1節 市行動計画等の実効性確保

(1) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。

市は、訓練やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

また、県が実施する埼玉版 FEMA の訓練を通じて全てのステークホルダーが不断に訓練を繰り返すことにより、関係機関同士の強固な連結を推進するとともに、連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等の確認を通じて、感染症有事の際の迅速な体制移行及び感染症対策の実行につなげることとする。

(2) 定期的なフォローアップと必要な見直し

埼玉版 FEMA の訓練等により得られた改善点や、予防計画や医療計画の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、市は、県行動計画やガイドライン等の関連文書の改定状況を踏まえ、市行動計画について必要な見直しを行うことが重要である。

こうした観点から、市は、県行動計画やガイドライン等の関連文書に基づく取組や新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組について、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化に協力する。

また、県は、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、県内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おお

むね6年ごとに県行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしている。

これを受けて市は、県行動計画の改定内容を踏まえて、市行動計画について必要な見直しを行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に県行動計画等の見直しを行うことになるため、市は、市行動計画についても必要な見直しを行い、地域の実情に応じた所要の措置を講ずる。

(3) 市行動計画

県行動計画の改定を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、行動計画の見直しを行う。

行動計画の見直しに当たっては、連携を深める観点から、国や県から提供される行動計画の充実に資する情報を活用する。

さらに、平時からの新型インフルエンザ等対策の取組について、国や県から提供される平時からの対策の充実に資する情報の提供や好事例の共有、必要な研修等に係る情報を活用し、市の取組を充実させる。

(4) 指定地方公共機関業務計画

指定地方公共機関においても、新型コロナ対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。こうした検討の結果やDXの推進やテレワークの普及状況等も踏まえながら業務計画の必要な見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

第1項 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、国及び県と連携し、全国一体となった取組を推進することが重要である。そのため、市は、「入間市新型インフルエンザ等対策事前調整会議」（以下、「市事前調整会議」という。）及び「入間市新型インフルエンザ等対策会議」（以下、「市対策会議」という。）を通じて、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、感染症有事に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

第2項 所要の対応

（1）市行動計画の見直し

市は、特措法第8条の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴いた上で、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画を見直していく。

（2）実践的な訓練の実施

ア 市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。なお、訓練の内容については、疫学調査のみならず、オンラインを通じた診療現場への支援、COVMAT や eMAT 等感染制御の支援等の訓練も検討する。

イ 県は、埼玉版 FEMA の訓練を活用し、感染症有事に関わる様々な関係者及び関係機関との連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を一元的に確認するとともに、関係機関同士の顔の見える関係を平時から構築する。

(3) 市行動計画の作成や体制整備・強化

ア 市は、市行動計画を国及び県の支援を活用しながら作成・変更する。市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び平時から維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

ウ 市は、特措法の定めのほか市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。

エ 県は、埼玉版 FEMA の訓練を通じて、全庁での連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等の確認をするとともに、感染症対応部門と危機管理部門等との連携強化や庁内の役割分担に関する調整を行う。

オ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者等の養成等を行う。

カ 市は、新型インフルエンザ等対策に必要な施設・設備の整備等について、国及び県の支援を活用しながら取り組む。

(4) 国及び地方公共団体等の連携の強化

ア 市は、国、県及び指定地方公共機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認、訓練を実施する。特に、県境を越えた医療人材等の派遣や患者移送等については、都道府県間の連携、県と市との連携、保健所間の連携も重要である。このため、市は県や関係機関と協力し、地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取組、準備を行う。

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、業界団体や関係機関と、情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

ウ 市は、取組体制を整備・強化するため、市事前調整会議の枠組を通じて、初動体制の確立や発生に備えた対策の準備を進めるとともに、発生時に備えた庁内各部局の運営マニュアル等の策定のフォローアップを進める。

エ 市は、第1章実施体制、第3節対応期(1)ウ「職員の派遣、応援への対応」に記載している特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し着実な準備を進める。

オ 県は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、市や医療機関、感染症試験研究等機関等の民間機関に対して総合調整権限を行使し、着実な準備を進める。

第2節 初動期

第1項 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を守るため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、国や県からの情報収集や指示等を踏まえて、必要に応じて市事前調整会議を開催し、対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

第2項 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

ア 市は、国内外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、国において関係省庁対策会議又は閣僚会議が開催され、政府の初動対処方針について協議・決定がなされた場合は、必要に応じて市事前調整会議を開催し、発生状況等の情報収集を実施するとともに、今後の市の対応方針等について協議する。

イ 市は、県との連絡体制を構築し、今後の連携を円滑に行うことができるようにする。

(2) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア WHO が急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表（PHEIC 宣言等）する等、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、市は、市事前調整会議を開催し、直ちに庁内各部局間で情報共有を行う。

イ 市は、厚生労働大臣から新型インフルエンザ等の発生が公表され、特措法第15条に基づき国が政府対策本部を設置し、県が県対策本部を設置した場合は、必要に応じ、市対策会議を開催し、新型インフルエンザ等対策に係る今後の市の対応方針等について協議する。

ウ 市は、必要に応じ、第1章実施体制、第1節準備期、「市行動計画の作成や体制整備・強化」、「国及び地方公共団体等の連携の強化」を踏まえ、情報収集等の必要な業務を行うための人員を配置し、対応期に備える。

エ 市は、市民等の不安、疑問等に対応するため、迅速にコールセンター等の相談窓口を設置し、国及び県が発信する情報を入手し、市民へ情報提供を行う。

(3) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、国による財政支援を有効活用するほか、必要に応じて地方債の発行を検討する等、財源を確保し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

第1項 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、収束するまで途中の病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）を踏まえ、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、重症者・死亡者の極小化及び社会経済活動との両立を図りながら感染症危機に対応することを目指す。

第2項 所要の対応

（1）基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、以下の実施体制を取る。

なお、入間市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、情報収集及びまん延防止等重点措置や緊急事態措置に備えた必要な対策等を実施するため、迅速に必要な人員体制を確保する。

【本庁の組織】

○入間市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条及び入間市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市長を本部長として市対策本部を設置する。

市対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うように要請する。県はこれに応じるものとする。

- ・協議事項：新型インフルエンザ等に関する情報収集、整理等を行い、対処方針等を決定する。
- ・委員構成：本部長：市長、副本部長：副市長・教育長、本部員：消防署長・各部長

○入間市新型インフルエンザ等対策会議

- ・協議事項：新型インフルエンザ等に関する情報収集、整理等を行い、対処方法等を決定し実施する。
- ・委員構成：議長：市長、副議長：副市長・教育長、構成員：各部長等

○入間市新型インフルエンザ等対策事前調整会議

- ・協議事項：関係各部課による情報交換、連絡調整を行う。
- ・委員構成：議長：副市長、構成員：関係部長・次長・課長等

ア 対策の実施体制

- (a) 市は、県や保健所と感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、市民生活・地域経済活動に関する情報等を情報収集し継続的に共有する。

また、市は、国が発出する基本的対処方針及び県行動計画に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施するとともに、引き続き県や保健所、入間地区医師会等の専門家との意見交換等を通じて、感染症有事が市民生活及び地域経済に与える影響について、情報収集するとともに対策の検討を行う。

- (b) 市は、市対策本部を中心として、県及び保健所と連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握する体制を構築する。また、必要な情報を国及び県から収集し、地域の実情に応じた対策を実施する。
- (c) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

イ 県による総合調整

- (a) 県は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、県及び市並びに指定地方公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。
- (b) 県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。
- (c) 県は、医療提供体制の状況等に鑑みて必要があると認めるときは、速やかに入院調整本部を設置し、県内の新型インフルエンザ等患者の入院調整を行うとともに、特に医療機関間での入院調整が困難な重症者等については、救急医療に知見を有する医師を重症支援コーディネーターとして任命する等、円滑な入院調整を実施する。

ウ 職員の派遣、応援への対応

- (a) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合においては、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。県はこれに対応する。
- (b) 市は、その区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認められる場合、県に対して応援を求めることができる。

エ 必要な財政上の措置

市は、国による財政支援を有効活用するほか、必要に応じて地方債の発行を検討する等、財源確保を通じて必要な対策を実施する。

(2) 緊急事態措置への対応について

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに、市対策本部を設置する。市対策本部長は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県対策本部長に対して緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する。

(3) 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

市は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

第1項 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、平時から、市は、県が県民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進めることに協力する。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から、普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、県による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上に適宜、協力をする。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目、手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

第2項 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

ア 感染症に関する情報提供・共有

市は、新型コロナの取組を風化させることのないよう、平時から国及び県から発信される情報を収集し、国及び県と連携しながら感染症に関する基本的な情

報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時に取るべき行動やその対策等について、市民等の理解を深めるため、SNS等の各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。

これらの取組を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は、県と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校等においては、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

イ 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

ウ 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発等を行う。

これらの取組を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

(2) 新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有体制の整備等

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

(a) 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

(b) 市として一体的かつ整合的な、いわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制や方法を整理する。

- (c) 市は、新型インフルエンザ等発生時に、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、県と連携して、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。
- (d) 市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、国が示す公表基準及び県の方針を踏まえて、関係法令等の解釈や運用の周知を図る。

イ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- (a) 市は、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手である市民等の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- (b) 市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等の相談体制を構築できるよう準備する。また、県の要請に応じて、住民ニーズに応じた相談体制を構築するため準備する。
- (c) 県は、県民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。

第2節 初動期

第1項 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策の状況等に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

第2項 所要の対応

市は、県がその時点で把握している国内外の科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当

該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

ア 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

なお、初動期以降においては、特に市民の関心の高い発熱外来等の医療提供体制に関する情報について、迅速に市民に情報提供・共有する。

イ 県は、県民等の情報収集の利便性向上のため、関係部局、市及び指定地方公共機関の情報等について、必要に応じ、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。

ウ 県は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、市や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

エ 県は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に関し、市における具体的な対応の目安となりやすいよう、改めて、国が示す公表基準を踏まえ、関係法令等の解釈や運用の周知を図る。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

ア 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見等や国及び県、関係機関から寄せられる情報も踏まえて、情報の受取手である市民等の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。

イ 市は、市民等が感染症対策に必要な情報を理解できるよう、国が作成した県及び市町村向けの Q&A 等を活用し、相談窓口やウェブサイトを整備する。また、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、Q&A 等に反映する。

ウ 市は、県の要請に基づき、Q&A 等有益な情報を収集し、オンライン等を通じて提供するとともに、相談体制を構築する。

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

また、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、国及び県が発信する情報を整理し、SNS 等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発を行うとともに、それらの情報の否定や訂正等も含め正確な情報について、広報媒体を通じた積極的な発信を継続する。

第3節 対応期

第1項 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

第2項 所要の対応

市は、県がその時点で把握している科学的知見等に基づき決定した対策等について、関係機関や市民等に対して適切に情報提供・共有できるように努める。また、市は、県が発信する情報の周知を図るとともに、市民からの意見・要望を県に提供し、円滑なリスクコミュニケーションの推進に努める。

(1) 基本的方針

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- (a) 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体

を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

なお、市民の関心の高い発熱外来等の医療提供体制に関する情報については、引き続き市民に情報提供・共有する。

- (b) 県は、県民等の情報収集の利便性向上のため、関係部局、市、指定地方公共機関の情報等について、必要に応じ、集約の上、総覧できるウェブサイトを運営する。
- (c) 県は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、市や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。
- (d) 県は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に関し、市等における具体的な対応の目安となりやすいよう、改めて、国が示す公表基準を踏まえ、関係法令等の解釈や運用の周知を図る。

イ 双方向のコミュニケーションの実施

- (a) 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見等や国及び県、関係機関から寄せられる情報も踏まえて、情報の受取手である市民等の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- (b) 市は、市民等が感染症対策に必要な情報を理解できるよう、国が作成した県及び市町村向けの Q&A 等を活用し、相談窓口やウェブサイトを整備する。
また、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、Q&A 等に反映する。
- (c) 市は、県の要請に基づき、Q&A 等有益な情報を収集し、オンライン等を通じて提供するとともに、相談体制を構築する。

ウ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏

見・差別等に関する国、県、市及び NP0 等の各種相談窓口に関する情報を市民等に周知する。

また、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、国及び県が発信する情報を整理し、SNS 等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発等を行うとともに、それらの情報の否定や訂正等も含め正確な情報について、広報媒体を通じた積極的な発信を継続する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

第1項 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。また、感染症有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等の理解促進に取り組む。

第2項 所要の対応

(1) 対策の実施に係る参考指標等の検討

市は、感染症有事において、まん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、対策の実施等に当たり参考とすべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等を整理する。その際、円滑な把握ができるよう、可能な限り平時から定期的に収集している既存の指標やデータを用いる。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

ア 市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について、国及び県から入手した情報に基づき、周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには、市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解の促進を図る。

イ 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うなどの感染症有事の対応等について、平時から理解の促進を図る。

ウ 市は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等、新型インフルエンザ等発生時に個人や事業者を対象に実施される可能性のあるまん延防止対策について理解の促進を図る。

エ 公共交通機関は、旅客の輸送・運送を担うことから指定地方公共機関等となるものであり、適切な輸送・運送を行う観点から、感染症有事には、新型インフルエンザ等の症状のある者等の乗車自粛、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等を行うことが考えられる。

このため、県は、その輸送・運送における留意点について、国の調査研究の結果を踏まえ、指定地方公共機関に周知する。

第2節 初動期

第1項 目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数、入院患者数等を減少させ、確保した医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延防止やまん延時に迅速に対応できるよう準備等を行う。

第2項 所要の対応

(1) 市内でのまん延防止対策の準備

市は、県の要請を受けて、まん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

第1項 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、国や県の専門家会議における議論を踏まえて、緊急事態措置をはじめとする対策の効果と影響を総合的に

勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。さらに、県が実施する検査体制の充実と疫学調査等を通じたクラスター対策により、市内の感染拡大のペースを抑制し、医療体制の充実と社会・経済活動の両立を目指す。

第2項 所要の対応

(1) まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のようなものがある。国及び県が行う、情報分析やリスク評価等に基づき、市内の状況に応じた適切なまん延防止対策を講ずる。

特に対応期の初期段階では、未知のウイルスに対応するため、社会活動による対応と市民の行動抑制を通じて感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせる。

ア 患者や濃厚接触者への対応

市は、県等が国と連携し実施する感染症法に基づく、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）に対応し、県等と連携しながら、患者及び濃厚接触者への必要な支援や市民への周知を行う。

イ 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

(a) 外出等に係る要請等

市は、国及び県が発信する要請に基づき、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や移動を控えるように要請する。

(b) 基本的な感染対策に係る要請等

市は、県の要請を受けて、市民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策、人混みを避けること等の感染対策の取組の徹底について協力を要請する。

ウ 事業者や学校等に対する要請

(a) 営業時間の変更や休業要請等

県は、必要に応じ、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。

市は、市が設置する学校、保育所及び公共施設について、必要に応じて利用制限や休止等の措置を講ずる。

(b) まん延の防止のための措置の要請

市は、県から要請を受けて、必要に応じ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずる。

(c) 学級閉鎖・休校等の要請

市は、県の要請を受けて、感染状況、病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）等を踏まえ、必要に応じ、市内の学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を、地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校・保育施設等に要請する。

なお、県は、学校の設置者等が行う臨時休業等について、専門家会議における議論を通じ、県対策本部において決定し、ワンボイスで情報提供・共有する。

(2) 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

ア 発生の初期段階

市は、感染症指定医療機関等の医療資源が限られていることや、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であることを踏まえ、市内において人と人との接触機会を減らすなどの対策を講ずる。必要に応じて市内の公共施設やイベント等における感染防止策を強化し、医療のひっ迫を回避するための対策を講ずる。

県は、必要に応じ、国に対し、まん延防止等重点措置の公示や緊急事態宣言を要請することについて検討することを含め、まん延防止の対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

国が示す病原体の性状等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づく対応の考え方は、以下のとおりである。

市は、国や JIHS が示す病原体の性状（病原性・感染力・遺伝子型等）、臨床像に関する情報等に基づき行う分析・リスク評価に基づく、県の対応を受けて、感染拡大防止対策を適切に実施する。

(a) 病原性及び感染力がいずれも高い場合

り患した際の重症化等のリスクが非常に高く、また感染力の高さから、感染者数の増加に伴って医療のひっ迫につながり、大多数の市民の生命や健康に影響を与えるおそれがある場合には、市は、県の方針に基づき、強度の高いまん延防止対策を講じ、市民や事業者に対し感染拡大防止への協力を要請する。

(b) 病原性が高く、感染力が低い場合

り患した際の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大の早さが比較的緩やかである場合は、市は、県の方針に従い、患者及び濃厚接触者等への対応を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

(c) 病原性が低くなく、感染力が高い場合

り患した際のリスクは比較的低い、感染拡大が早い場合は、市内における宿泊療養・自宅療養体制の確保や医療機関との役割分担の見直しに協力する。

また、県の要請を受けて、更なる感染拡大防止を市民等に対し協力を呼び掛けるとともに、必要に応じ公共施設等の利用制限や行事の中止・縮小を検討する。

(d) こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等、特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、市は、県の要請を受けて、こどもや高齢者、基礎疾患を有する者等に対する重点的な感染対策を講ずる。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及によって、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、市は、県の要請を受けて、強度の低いまん延防止対策を実施し、特措法によらない基本的な感染症対策への円滑な移行を図る。

ただし、病原体の変異等により新たなリスクが生じた場合には、県の要請に基づき必要な対策を講ずる。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

県は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

(3) まん延防止等重点措置の公示・緊急事態宣言の検討等

市における感染拡大防止の取組に際して、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の実施に係る対応は以下のとおりとする。

ア 県への情報提供・協力

市は、感染状況や医療提供体制の状況等について情報を収集し、県に報告するとともに、県が行うリスク評価や国への要請検討を支援する。

イ 県の要請に基づく対応

県が国に対し、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言を要請した場合には、本市はその内容を踏まえ、対象となる地域・施設・事業者等への周知や必要な措置を速やかに実施する。

ウ 市民生活・社会経済活動への配慮

市は、県の方針に基づき措置を講ずる際には、市民に混乱が生じないように、分かりやすい情報提供に努めるとともに、市民生活や社会経済活動への影響を最小限とするよう配慮する。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

第1項 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンについて円滑な接種が実施できるよう、平時からかかりつけ医を中心とする接種体制について着実に準備を進めるとともに、新型コロナ対応を踏まえ、機動的に集団接種を運用できるよう国及び県や関係機関等との調整及び県が実施する埼玉版 FEMA 等の訓練を行う。

ワクチンの接種体制について、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合に、円滑な接種を実現するため、市は、国及び県のほか、市内医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

第2項 所要の対応

(1) ワクチンの流通に係る体制の整備

市は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県及び保健所、入間地区医師会等の関係者と協議し、以下について体制を構築する。

- ・市内の医療機関等の在庫状況等を迅速に把握する方法
- ・県との連携の方法及び役割分担

(2) 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）

ア 登録事業者の登録に係る周知

市は、特定接種に係る事業者の要件や登録手続について、国が行う市内事業者に対する周知に協力する。

イ 登録事業者の登録

市は、国の定める基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続について、必要に応じ、国に協力する。

(3) 接種体制の構築

ア 接種体制

市は、医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について、医療現場の過度の負担とならないよう、国及び県に必要な対応を求めるとともに、国及び県の整理を踏まえつつ、入間地区医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行うとともに、平時

から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、必要な場合に速やかに確保できるよう準備する。

イ 特定接種（国が緊急の必要があると認める場合に限る）

市は、状況に応じてそれぞれ特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則とした速やかな特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

ウ 住民接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 3 項による臨時接種をいう）

(a) 市は、県と連携のもと、住民接種体制を補完する仕組みについて平時から準備する。また、市は、国及び県からの協力を得ながら、住民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。

(b) 市は、円滑な接種の実施のため、全国の医療機関との委託契約等を通じて、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするための取組を進める。

(c) 市は、入間地区医師会等の医療関係者及び学校関係者等と協力し、地域のかかりつけ医や診療所等による個別接種体制を確認する。また、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考として、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

（４）情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、国及び県とともにウェブサイトや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

（５）DX の推進

市は、国のシステム基盤等を活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行うことができるよう、平時から体制を構築する。

第 2 節 初動期

第 1 項 目 的

準備期から計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげる。

第 2 項 所要の対応

（１）接種体制

ア 早期の情報共有

市は、国及び県から提供される、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報について、速やかに把握して共有する。

イ 接種体制の構築

市は、入間地区医師会等及び医療機関等の協力を得ながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。

第3節 対応期

第1項 目的

市は、県の支援を得ながら、初動期に構築した接種体制に基づき迅速な接種を進める。また、県が市の接種体制を補完する。

市は、県の協力を得ながら、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

第2項 所要の対応

(1) ワクチンや接種に必要な資材の供給

ワクチン等の流通体制の構築

県は、国の要請を踏まえ、ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築する。

(2) 接種体制

ア 全般

(a) 市は、入間地区医師会等及び医療機関等の協力を得ながら、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

また、国が定めるワクチン接種の優先順位を踏まえ、医療従事者やエッセンシャルワーカー等に対する接種を迅速かつ確実に実施する。

(b) 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国により追加接種の実施が判断された場合についても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国及び県、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

イ 地方公務員に対する特定接種

国が特定接種の実施及び実施方法の決定を行った場合には、市は、国及び県、入間地区医師会等と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

ウ 住民接種

(a) 予防接種の準備

市は、国及び県と連携し、接種体制の準備を行う。

(b) 予防接種体制の構築

市は、全ての市民が速やかに接種を受けられるよう、入間地区医師会等及び医療機関等の協力を得ながら、準備期及び初動期に整理した接種体制を構築する。

(c) 接種に関する情報提供・共有

市は、市民等に対し、接種に関する情報を提供・共有する。

(d) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じ、健康福祉センター・地区センター等の公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、入間地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(e) 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国のシステム基盤等を活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(3) 副反応疑い報告等

ア ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、国及び県との連携のもと、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や、最新の科学的知見や海外の動向等の情報収集に努め、市民等への適切な情報提供・共有を行う。

イ 健康被害に対する速やかな救済

市は、国及び県の協力を得ながら、国から予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底する。

(4) 情報提供・共有

市は、国及び県と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。

なお、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的根拠に基づく情報発信の徹底に努める。

第5章 保健

第1節 準備期

第1項 目的

感染症有事においては、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う中核となる存在である。また、衛生研究所等は、科学的かつ技術的な側面から支援を担う重要な機関である。

市は、これらの機関と緊密に連携し、感染症サーベイランス等により、感染症発生情報や地域における医療の提供状況等に関する情報共有を円滑に行う体制を平時から構築する。また、感染症危機に備えた研修や訓練を実施、迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、感染症危機の業務量を想定し、必要な資機材の確保及び備蓄等に努め、感染症発生時に機能を的確に発揮できるように努める。

第2項 所要の対応

(1) 人材の確保

市は、県の要請を受けて、感染症対応業務を支援するための応援職員を派遣できる体制を整備する。また、市は、庁内の人員体制を調整し、必要に応じて業務応援が可能となるよう準備する。

(2) 業務継続計画を含む体制の整備

市は、業務継続計画を策定する。なお、その策定に当たっては、感染症有事における県等、保健所及び衛生研究所等の業務との連携を考慮する。また、業務継続計画に基づく業務体制に円滑に移行できるよう、平時からDXを前提とした業務の抜本的な見直しとともに、TXの考え方の導入や外部委託の活用等による業務効率化及び保健師等の適正配置等による働き方改革を推進する。

(3) 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

ア 研修・訓練等の実施

市は、新型インフルエンザ等の発生及びまん延に備え、国や県の研修等を積極的に活用し、感染症危機への対応能力の向上を図る。また、市は、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。

イ 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、保健所主催の会議等を活用し、関係団体と意見交換や必要な調整を通じ、連携を強化する。

また、感染症有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施、宿泊施設の確保等が必

要となるため、関係機関等と連携体制も構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

第2節 初動期

第1項 目的

初動期は市民が不安を感じ始める時期であり、この段階から迅速に準備を進めることが重要である。

市は、県や保健所等の対応と連携しつつ、市域における感染症有事体制への移行を支援し、発生の公表後に迅速な対応が可能となるよう備える。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生を想定したリスクコミュニケーションを開始し、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

第2項 所要の対応

(1) 感染症有事体制への移行準備

市は、県及び保健所等と連携し、感染症の流行開始に備えて、保健所や衛生研究所等の感染症有事体制への円滑な移行に向けた準備状況を把握し、必要な支援や協力を行う。

医療機関、消防機関等と連携し、入院調整や相談・受診体制が円滑に機能するよう支援するとともに、市民への適切な情報提供に努める。

市は、感染症の特徴や病原体の性状等に関する国及び県の調査研究に対し、必要に応じて協力する。

(2) 市民等への情報発信・共有の開始

市は、県や保健所が設置する相談窓口の案内や受診方法を、市公式ホームページや広報媒体を通じて市民に周知する。市は、感染症の発生に関する正確かつ分かりやすい情報を発信し、市民の不安の軽減と適切な行動につながるよう努める。市は、感染症に関する国・県からの最新の知見や要請内容を速やかに市民へ伝達するとともに、地域の医療機関や関係団体との情報共有を行う。

第3節 対応期

第1項 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市は、県及び保健所等と連携し、市域における感染症有事体制を確保するとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命と健康を守ることを目的とする。その際、感染症

の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることとする。

第2項 所要の対応

（1）主な対応業務の実施

市は、県、保健所及び衛生研究所等と連携し、準備期に整備・整理した組織体制や業務分担等に基づき、相互に協力して感染症対応業務を実施する。

また、医療機関、消防機関等の関係機関と緊密に連携し、地域全体で円滑かつ効果的な感染症対応を推進する。

ア 相談対応

市は、県及び保健所と連携し、有症状者等からの相談に対応する体制を整備・強化する。感染したおそれのある者については、症状の程度や基礎疾患等の重症化リスクを踏まえ、必要に応じて速やかに発熱外来等の受診につなげるよう努める。

また、相談体制の運営に当たっては、業務の効率化を図るため、外部委託の活用や県等による一元化等を行うことを検討する。

イ 健康観察及び生活支援

市は、県及び保健所と連携し、医師からの届出により把握された患者等について、症状の程度、感染症の特徴等を踏まえた療養の実施に協力する。

また、県等と情報を共有しながら、当該患者やその濃厚接触者に関する情報を把握し、食事の提供等、日常生活を営むために必要な支援やパルスオキシメーター等の物品提供に努める。

ウ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、県及び関係機関と連携しながら、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等に障がいのある方など、情報発信に配慮が必要な方にも適切に情報が届くよう、工夫して周知・広報を行う。

（2）感染状況に応じた取組

ア 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の厚生労働大臣による公表後おおむね1か月までの時期

- ・迅速な対応体制への移行

市は、流行開始を目途に、県及び保健所等の感染症有事体制への切り替えに合わせ、関係機関と連携して必要な対応を行う。また、保健所や衛生研究所等の人員・検査体制の状況を把握し、県からの要請に応じて、市職員の応援派遣等に協力する。

イ 大臣公表後約1か月以降

- ・流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

市は、地域の感染状況等の実情に応じて、県及び保健所等と連携し、感染症対応体制の見直しや必要な支援体制の確保に努める。

県や保健所等が行う感染症対応業務の変更や体制の見直しに際しては、地域の実情を踏まえ、関係機関と情報を共有しながら、円滑な連携を図る。

自宅療養等の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき、関係機関と協力して適切に実施する。

ウ 特措法によらない基本的な感染対策への移行期

市は、

特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、県及び関係機関と連携しながら、市民に対して丁寧に情報提供・共有を行う。

第6章 物資

第1節 準備期

第1項 目的

感染症対策物資等は、感染症有事において、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

第2項 所要の対応

（1）体制の整備

県は、感染症対策物資等の需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、国及び関係機関との連絡・情報共有体制を整備する。

(2) 感染症対策物資等の備蓄等

ア 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

イ 市は、県が実施する定期的な感染症対策物資等の備蓄状況の確認に協力し、市の備蓄状況等について必要な情報を県に提供する。

第2節 初動期

第1項 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。そのため、市は、感染症有事に必要な感染症対策物資等の確保を推進する。

第2項 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、県が実施する定期的な感染症対策物資等の備蓄状況の確認に協力し、市の備蓄状況等について必要な情報を県に提供する。

第3節 対応期

第1項 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。そのため、初動期に引き続き、県及び市等は、国と連携した生産要請や医療機関等に対する確保要請等を行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

第2項 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

市は、県が実施する定期的な感染症対策物資等の備蓄状況の確認に協力し、市の備蓄状況等について必要な情報を県に提供する。

（２）備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、国及び県、指定公共機関等との連携のもと、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県の調整により、それぞれの機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第７章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第１節 準備期

第１項 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、市内事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定地方公共機関等及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び地域経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

第２項 所要の対応

（１）情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国及び県、指定地方公共機関、関係業界団体等との間で、連絡窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。

また、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

（２）支援実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等発生時の支援実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

また、支援の際には、支援対象及びその内容について、ニーズに即した支援を行うとともに、公平性に留意し、実施する。

(3) 物資及び資材の備蓄等

ア 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）（2）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

イ 市は、市内事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応及び要配慮者の把握等について、県と連携して具体的な手続きを決める。

(5) 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うため、体制を整備する。

第2節 初動期

第1項 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、市内事業者や市民に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

第2項 所要の対応

(1) 市民生活・地域経済への影響に係る対策の検討体制

市は、市民生活及び地域経済に関する情報や社会的影響について情報収集を行う。

(2) 生活関連物資等の安定供給に関する国民等及び事業者への呼び掛け

市は、県とともに、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資）の購入に当たっての消費者としての適切な行動と呼び掛ける。

(3) 遺体の火葬・安置

市は、県の要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、県の調整に基づいて、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に係る準備を行う。

第3節 対応期

第1項 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

第2項 所要の対応

(1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応

ア 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民に対し、県が行う生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼び掛けに協力する。また、県は、事業者に対し、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないための要請を行うよう、国に要請する。

イ 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

ウ 生活支援を要する者への支援

市は、県の要請を受け、高齢者や障害者等の要配慮者等に必要に応じた生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送及び死亡時の対応等を行う。

エ 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。

オ 生活関連物資等の価格の安定等

- (a) 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- (b) 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- (c) 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- (d) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

カ 埋葬・火葬の特例等

市は、県の要請を受け、第 7 章市民生活及び地域経済の安定の確保、第 2 節初動期「遺体の火葬・安置」の対応を継続して行うとともに、必要に応じ、以下の（a）から（c）までの対応を行う。

- (a) 市は、県の要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- (b) 市は、県の要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- (c) 市は、遺体の埋葬及び火葬について、火葬場等に関連する情報を速やかに収集し、埋葬及び火葬の手配等を実施する。

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市内事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた市内事業者を支援するために必要な財政上の措置その他必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

イ 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

以下の新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画で定めるところにより必要な措置を講ずる。

- ・市は、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

用語集（五十音順）

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき、県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。埼玉県地域保健医療計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定に基づき、県と県内にある医療機関との間で締結される協定。
インフォデミック	信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。
衛生研究所等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）のこと。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染者	県行動計画上では、新型インフルエンザ等の感染症にり患した者をいう。なお、感染者には無症状者等り患したことに無自覚な者を含む。また、陽性者とは、検査等を経て、り患したことが判明した者をいう。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。なお、その他の物資には、例えば消毒液等（医薬品でないもの）が含まれる。
感染症有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び衛生研究所等が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
県等	県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）。
県民等	県民及び県内事業者。
市民等	市民及び市内事業者。

国立健康危機管理研究機構（JIHS）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年4月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することをいう。
埼玉版 FEMA	発生が想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めて、平時から訓練を繰り返すことによって、関係機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力を強化しようとする取組。 感染症危機対応において、埼玉版 FEMA は、本行動計画の実効性を確保するため、主体的な役割を果たすべき取組として位置付けており、連携協議会の委員を含め、全てのステークホルダーが不断に訓練を繰り返すことにより“関係機関同士の強固な連結を推進”し、連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認する。
指定地方公共機関	特措法第2条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療等に関連する事業者等が指定されている。
指定地方公共機関等	指定地方公共機関及び特措法第2条第7号に規定する指定公共機関。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）のこと。 県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。

新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む県民等が適切に判断・行動することができるよう、県による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第4条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JHS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
入院調整本部	県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門であり、都道府県域を超えた広域での患者の受入れ調整も行う。
連携協議会	埼玉県感染症対策連携協議会。感染症法第10条の2に規定する主に県と保健所設置市の連携強化を目的に、県内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないもの。
予防計画	感染症法第10条に規定する県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。県では、地域保健医療計画の一部（第3部第2章第5節感染症医療）として策定している。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染力のある期間、症状、合併症等の総称。
COVMAT	埼玉県クラスター対策チームとして、感染対策について福祉施設や医療施設に出向いて技術的支援を行う。
eMAT	埼玉県クラスター対策チームとして、感染症が発生した福祉施設に対する、感染管理認定看護師等によるオンラインでの技術的支援のこと。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返すことにより、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
PHEIC （フェイク）	国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 （PublicHealthEmergencyofInternationalConcernの略）。具体的には、国際保健規則（IHR）において以下のとおり規定する異常事態をいう。 （1）疾病の国際的拡大により他国に公衆衛生リスクをもたらすと認められる事態 （2）潜在的に国際的対策の調整が必要な事態
TX	タスクトランスフォーメーション。デジタルを前提に、人と機械が行うタスク（仕事）を仕分け、職員の力を人が担うべき業務に振り向け、県民サービス向上と業務効率化を実現する戦略・取組。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、令和5年5月8日に5類感染症に位置付けられた。